

令和7年度 第1回阿見町農業委員会 議事録

1. 日 時：令和7年4月10日（木）午後3時～

2. 場 所：阿見町役場 4階 全員協議会室

3. 出席委員：農業委員 10名 農地利用最適化推進委員 10名

1番	小松崎秀昭	君	1番	飯野利明	君
2番	浅野周一	君	2番	吉田典子	君
3番	飯塚尚志	君	3番	細田展之	君
4番	山崎翔子	君	4番	寺田清	君
5番	大塚芳夫	君	5番	吉田誠	君
6番	吉田修夫	君	6番	糸賀稔	君
7番	飯村正弘	君	7番	本間保	君
8番	島田辰男	君	8番	諏訪原昌子	君
9番	柳生利幸	君	9番	塚原努	君
10番	横張清彦	君	10番	秋葉政男	君

4. 欠席委員：0名

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第3号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

議案第4号 農地改良協議に対する決定について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）機構・受け手間契約の決定について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理

報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第3号 農地法5条の制限除外の農地の移動届に対する決定について

報告第4号 農地法18条第6項の規定による通知書の受理について

その他：違反転用懸念事案【阿見町大字君島〇〇及び〇〇】について

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 小松澤 智 君

農業委員会事務局 関山 学 君

農業委員会事務局 大津 知也 君

7. 会議の概要

午後3時 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議長： 本日の出席農業委員10名、出席推進委員10名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、1番小松崎秀昭

委員・2番浅野周一委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

＜議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について＞

議長： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について説明に入る前に、許可申請の取下げがありましたのでご報告いたします。

整理番号2番及び3番について、申請人より取下書が提出されました。取下げ理由につきましては、整理番号2番及び3番ともに譲渡人からの申し出とのことでした。整理番号2及び3番については、議案から削除願います。

それでは、説明に入らせていただきます。

今回は、取下げ2件を除く4件の申請となります。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

それでは整理番号1番についてご説明いたします。

申請地は、大字小池地内の登記地目が山林となっていますが、現況が畑となっており、当該農地については、農地台帳にも記載されており実際に耕作もされていることから農地法の適用を受けることになります。筆数は1筆、面積〇〇㎡。所有権移転の売買です。譲受人の年齢は〇〇歳。職業は農業。農業従事者は本人、妻、子の3名。農作業従事期間は、本人と子がそれぞれ300日、妻60日。作付作物はブドウと梨です。

譲受人はすでに当該農地を借りて耕作を行っており、農業経営を維持するため、今回購入することになりました。譲渡人については譲受人の要望により、本申請に至ったとのことです。

次に整理番号4番についてご説明いたします。

申請地は、大字荒川本郷地内の田1筆、面積〇〇㎡。農振農用地区域内になります。所有権移転の売買です。譲受人の年齢は〇〇歳で認定新規就農者になります。職業は農業。農業従事者は本人、父及び母の3名。農作業従事期間は、本人250日、父母はそれぞれ150日となっています。作付予定作物はレンコンです。

譲受人は、経営規模拡大の意向があり、譲渡人については、譲受人の要望により本申請に至ったとのことです。

次に整理番号5番についてご説明いたします。

申請地は、大字島津地内の田2筆、面積〇〇㎡。2筆とも農振農用地区域内になります。所有権移転の売買です。譲受人の年齢は〇〇歳。職業は農業。農業従事者は本人と父の2名。農作業従事期間は本人250日、父200日です。作付予定作物は水稻です。

譲受人は、経営規模拡大の意向があり、譲渡人については、譲受人の要望により本申請に至ったとのことです。

次に整理番号6番についてご説明いたします。

申請地は、大字君島地内の畑1筆、面積〇〇㎡。農振農用地区域内になります。所有権移転の売買です。譲受人の年齢は〇〇歳。職業は自営業兼農業。農業従事者は本人のみ。農作業従事期間は本人150日です。作付予定作物は柿です。

譲受人は、経営規模拡大の意向があり、譲渡人については、譲受人の要望により本申請に至ったとのことです。

以上4案件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当する項目を確認しましたが、特に問題となるような項目は見受けられませんでした

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長： 続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を5番大塚芳夫委員、整理番号4番を7番飯村正弘委員、整理番号5番を9番柳生利幸委員、整理番号6番を4番山崎翔子委員お願い致します。

5番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。4

月 8 日に現地調査を行った結果、申請地は梨畑とブドウのビニールハウスが一体となった果樹園地帯にあり、管理は適正に行われています。周辺農地への影響も問題ないと考えます。譲受人が、本申請地を取得後も、引続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

7 番： 整理番号 4 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は、耕作中の農地で管理は適正に行われています。境界についても問題なく、周辺農地への影響も、特に懸念されませんでした。譲受人が、本申請地を取得後も、引続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

9 番： 整理番号 5 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は、耕作中の農地で管理は適正に行われています。周辺農地への影響も、特に懸念されませんでした。譲受人が、本申請地を取得後も、引続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

4 番： 整理番号 6 番について報告します。整理番号 6 番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は、管理休耕中の農地で、管理は適正に行われています。境界についても問題なく、周辺農地への影響も、特に見受けられませんでした。譲受人が、本申請地を取得後も、引続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長： これより質疑に入ります。（質問等なし）
これより議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

<議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議長： 続いて、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局： 今回は、6 件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

それでは整理番号 1 番についてご説明いたします。

申請地は、大字荒川本郷地内の畑 1 筆で、面積〇〇㎡。農地区分は、農地の広がりがある 10ha 未満の小集団の農地であり、第 3 種農地にも該当しないので第 2 種農地と判断いたしました。候補地を検討した結果、代替性がないことを確認しています。

譲受人は、隣地の地目が宅地部分にドッグランを開設する予定で、駐車場のスペースについては確保できないことから、3 台分の駐車場を確保したく、本申請に至っております。造成計画は盛土及び切土等はせず、碎石を敷きます。雨水排水は自然流下となります。資金計画は自己資金により賄います。

次に整理番号 2 番についてご説明いたします。

申請地は、大字若栗地内の畑 1 筆で、面積は〇〇㎡。農地区分は、農地の広がりがある 10ha 未満の小集団の農地であり、第 3 種農地に該当しないので第 2 種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

計画内容は、木造 2 建て、建築面積 66.24 ㎡。造成計画は、70cm 程度の盛土を行い、周囲は土留め工事を行います。給水は公共上水道。雨水は敷地内に浸透枳を設置し敷地内処理、汚水雑排水は合併浄化槽処理後側溝へ放流します。放流同意の確認もとれています。資金は、住宅ローンを利用します。

他法令については、都市計画法第 29 条許可申請済です。文化財保護法につきまして

は、周知の包蔵地に含まれておりません。

次に整理番号 3 番についてご説明いたします。

申請地は、大字阿見地内の畑 1 筆で、面積は〇〇㎡。農地区分は、農地の広がり 10ha 未満の小集団の農地であり、第 3 種農地に該当しないので第 2 種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

計画内容は、木造 2 建て、建築面積 60.09 ㎡。造成計画は、80cm 程度の盛土を行い、周囲は土留め工事を行います。給水は公共上水道。雨水は敷地内に浸透枳を設置し敷地内処理、汚水雑排水は合併浄化槽処理後側溝へ放流します。放流同意の確認もとれています。資金は、住宅ローンを利用します。

他法令については、都市計画法第 29 条許可申請済です。文化財保護法につきましては、周知の包蔵地に含まれておりません。

次に整理番号 4 番についてご説明いたします。

申請地は、大字吉原地内の畑 1 筆で、面積は〇〇㎡。農地区分は、農業公共投資の行われていない 10ha 以上農地が広がっていることから第 1 種農地と判断いたしました。集落に接続して設置されるものであり、選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

計画内容は、木造 2 建て、建築面積 54.89 ㎡。造成計画は、盛土・切土等はせず現状のまま利用。給水は井戸水。雨水は敷地内に浸透枳を設置し敷地内処理、汚水雑排水は合併浄化槽処理後敷地内処理します。資金は、住宅ローンを利用します。

他法令については、都市計画法第 29 条許可申請済です。文化財保護法につきましては、周知の包蔵地「〇〇遺跡」の範囲内ですが、届出等対応済みになっております。

次に整理番号 5 番についてご説明いたします。

申請地は、大字吉原地内の畑 1 筆で、面積〇〇㎡。農地区分は、農業公共投資の行われていない 10ha 以上農地が広がっていることから第 1 種農地と判断いたしました。集落に接続して設置されるものであり、選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

計画内容は、木造平屋建て、建築面積 76.18 ㎡。造成計画は、30cm 程度の盛土を行い、周囲は法面保護を行います。給水は公共上水道。雨水は敷地内に浸透枳を設置し敷地内処理、汚水雑排水は合併浄化槽処理後側溝へ放流します。資金は、住宅ローンを利用します。

他法令については、都市計画法第 29 条許可申請済です。文化財保護法につきましては、周知の包蔵地「〇〇遺跡」の範囲内ですが、届出等対応済みになっております。

次に整理番号 6 番についてご説明いたします。

申請地は、大字福田地内の畑 1 筆で、面積〇〇㎡。農地区分は、農業公共投資の行われていない 10ha 以上の農地が広がっていることから第 1 種農地と判断いたしました。集落に接続して設置されるものであり、事業用地の選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

譲受人は、申請地の前面道路挟んで反対側にてレンコンを作っている農業法人の会社役員であり、購入後は自身が役員をしている法人に貸すことになっております。同法人は近年、生産量が増え出荷量も順調に伸びていることから、搬入出等の車両が増え、また、従業員も増やしており、駐車場が手狭となってしまうため、本申請に至っております。

造成計画は、盛土及び切土等はせず現状のまま利用し、碎石舗装を行います。周囲は土留め工事を行います。雨水排水は自然流下となります。資金計画は自己資金により賄います。

他法令等についても特に問題等見受けられませんでした。

以上 6 件につきまして、他法令の絡み等で調整を要する案件については、関連機関との調整の上、許可の際には許可日を設定することをご了承願います。

- ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議 長： 続いて調査員の報告をお願いします。整理番号 1 番を 7 番飯村正弘委員、整理番号 2 番を大塚芳夫委員長、整理番号 3 番を 1 番小松崎秀昭委員、整理番号 4 番、5 番そして 6 番を 3 番飯塚尚志委員お願い致します。
- 7 番： 整理番号1番について報告します。整理番号1番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は休耕中の農地で、管理は適正に行われていました。また、境界についても問題なく、土地利用計画内容からも周辺農地への影響ありませんでした。よって、本申請については許可相当と判断します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 5 番： 整理番号2番について報告します。整理番号2番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、草が少し繁茂しているが、隣地境界については問題なく、自己用住宅についても問題なく、周辺農地への影響もないと考えます。よって、本申請については許可相当と判断します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 1 番： 整理番号 3 番について報告します。整理番号 3 番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は管理休耕中の農地で、管理は適正に行われていました。また、隣地境界についても問題なく、土地利用内容からも周辺農地への影響はありませんでした。よって、本申請については許可相当と判断します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 3 番： 整理番号 4 番について報告します。整理番号 4 番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は休耕中の農地で、管理は適正に行われていました。また、隣地境界についても問題なく、土地利用内容からも周辺農地への影響はありませんでした。よって、本申請については許可相当と判断します。
- 続きまして、整理番号 5 番について報告します。整理番号 5 番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は管理休耕中の農地で、管理は適正に行われていました。また、隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも周辺農地への影響はありませんでした。よって、本申請については許可相当と判断します。
- 続きまして、整理番号 6 番について報告します。整理番号 6 番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は休耕中の農地で、管理は適正に行われていました。また、隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも周辺農地への影響はありませんでした。よって、本申請については許可相当と判断します。以上 3 点ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議 長： これより質疑に入ります。
- (挙手あり)
- 5 番： 整理番号 1 番について質問します。事務局で説明のあったドッグランですが、今回の申請はドッグランの駐車場についてですが、ドッグラン自体は農地ですか。
- 事 務 局： ドッグラン自体は宅地です。
- 5 番： 面積はどれくらいですか。
- 事 務 局： 建物自体は現在建設中で、事務所として利用するとのことです。面積は〇〇㎡あり、約〇〇㎡をドッグランで使用するとのことです。
- 5 番： 事務局の農地区分について、判断の仕方はどのようにしているのですか。
- 事 務 局： 農振農用地区域内は町の計画でそこは農業用でのみ使えると決められているエリアです。計画上定められており、農業振興課が管理しています。農振農用地外は農業委員会でそこが甲種農地なのか、第 1 種農地、第 2 種農地、第 3 種農地なのか判断します。阿見町には甲種農地はないです。第 1 種農地に関しては 1 0 ha 以上農地の広がりがあるかどうかで判断します。1 0 ha なければ第 2 種農地と判断します。第 3 種農地は主に市街化区域内の農地です。ほかにも細かい区分判断の仕方がありますが、おおまかな判断の仕方としてはこのようになっています。
- (追加の質問なし。)
- 議 長： 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をい

たします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

＜議案第 3 号 現況確認証明の発行について（非農地証明）＞

議 長： 続いて、議案第 3 号 現況確認証明の発行について（非農地証明）を議題と致します。事務局説明をお願いします。

事 務 局： 今回は、1 件の願出がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

それでは整理番号 1 番について説明いたします。願出地は、大字阿見地内。登記地目が畑 1 筆、面積〇〇㎡。宅地の一部として倉庫が建てられており、すでに非農地になってから 20 年以上が経過し、違反転用等の是正指導中ではない土地になります。国土地理院の航空写真でも平成 11 年 5 月時点で、すでに倉庫が建てられていることが確認とれています。住宅の建て替えのため、本願出に至ったとのこと。簡単ですが説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長： 続いて調査員の報告をお願いします。整理番号 1 番を 1 番小松崎秀昭委員お願いいたします。

1 番： 整理番号 1 番について報告します。現地調査の結果、願出地は宅地になっており、解体中でした。本申請については、非農地証明の発行は妥当と判断します。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長： これより質疑に入ります。（質問等なし）
これより、議案第 3 号 現況確認証明の発行について（非農地証明）採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

＜議案第 4 号 農地改良協議に対する決定について＞

議 長： 続いて、議案第 4 号 農地改良協議に対する決定についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事 務 局： 今回は、1 件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

整理番号 1 番について説明します。

申請地は、大字阿見地内の畑 2 筆の一部で、面積は〇〇㎡の内〇〇㎡。農振農用地区域外の農地です。すでに申請地には残土が搬入されており、追認案件となることから協議書には始末書が添付されております。

発生土については、昨年度農地法第 5 条により転用許可した、同じ大字阿見地内の畑を社会福祉施設に転用する際の工事から出た土を用いております。埋立土量は約 200 m³。埋立後の作付け計画は、梨です。以上、簡単ではありますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長： 続いて調査員の報告をお願いします。整理番号 1 番を 1 番小松崎秀昭委員お願いいたします。

1 番： 整理番号 1 番について報告します。整理番号 1 番については事務局の説明のとおりです。申請地は道路より低い非農地で、利用可能な遊休農地です。少し残土は入っていましたが、始末書の提出があり、その後梨を植えて管理していくことが確認できたので、この同意書について発行は妥当と判断します。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長： これより質疑に入ります。（挙手あり）

5 番： 残土は産廃ですか。

事 務 局： 昨年 5 条許可で畑から社会福祉施設を建てるということで、昨年度 5 条の許可を出した所の、工事をしたときに発生した土を入れたとのこと。農地法などを理解せずに入れてしまい、入れている段階で気づき、一時止め、農地改良協議が終わるまで止める

とのこと。

議長：多くではないが、碎石が入っていた。

5番：碎石は取り除きましたか。

事務局：現地調査の段階では取り除いてはいないが、この後犁を作ることになっているので、ある程度碎石を取り除いてもらう。また、耕作に支障がない程度の土で耕作をやると本人も言っている。

5番：残土条例にはかかってこないのですか。

事務局：今回、農地改良で1000㎡未満であれば条例にはかかってこない。

議長：議案第4号 農地改良協議に関する決定について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

<議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について>

議長：続いて、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局：今回は10件の申請がありました。畑12筆○○㎡、田1筆○○㎡、計13筆○○㎡となっています。貸し手は10名、借り手は7名となっています。詳細についてはお読み取りください。簡単ですが説明は以上です。

議長：これより質疑に入ります。（質問等なし）

これより、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。（案）を消してください。

<議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）機構・受け手間契約の決定について>

議長：続いて、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）機構・受け手間契約の決定についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局：今回は3件の申請がありました。畑2筆○○㎡、田3筆○○㎡、計5筆○○㎡で借り手は3名となっています。詳細についてはお読み取りください。簡単ですが説明は以上です。

議長：これより質疑に入ります。

新規の申請ですか。

事務局：新規ではありません。耕作者が変更になります。機構・受けて間契約になるので、前の耕作者とは解約が済んでおり、新たな耕作者がつきます。土地所有者との契約は継続されたままでおり、あくまで機構と受け手間の契約の変更となります。

議長：これより、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）機構・受け手間契約の決定について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

<報告事項>

議長：これより報告事項に入ります。事務局をお願いします。

事務局：報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について3件です。

報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について8件です。

報告第3号 農地法第5条の制限除外の農地の移動届に対する決定について1件です。

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について4件です。

阿見町農業委員会事務局処理規程第6条に基づき専決処分したので報告させていただきます。令和7年4月10日阿見町農業委員会事務局長小松澤智。

議長： 以上で本日の報告事項は全て終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願いします。

<その他>

事務局： その他（事務連絡）

①現地調査及び総会の予定

5月現地調査 5月 8日（月）当番委員 3番 飯塚尚志委員
当番委員 4番 山崎翔子委員

5月定例総会 5月12日（月）午後3時

②君島地区において違反転用が懸念される事案（阿見町大字君島〇〇及び〇〇）

長い土地でかなり荒れている状態です。以前3条許可で〇〇が取得しています。

当時、〇〇個人が取得した土地であり、農業を行うとおっしゃっていた。しかし、実際耕作された様子はなく、荒れた状態となっている。少し前に産廃を入れたいとおっしゃっていた。ただ、今回は農地改良として土を入れ、サツマイモをやるのとことで近隣の方にごあいさつに回っていたとの情報が入りました。（役場の職員から情報提供）管理者のところに名前がある〇〇ですが、役場に計3回問い合わせがあり、1回目のとき、電話にて対応したのですが、口調が荒い様子であった。また、〇〇のおっしゃっている内容も、当該土地は約〇〇分あるが、最初は〇〇分土を入れたいとのことであったが、そうすると残土条例に掛かると伝えた。本日〇〇から電話があり、現在は県条例で3000㎡以上になると条例に掛かる旨を伝え、3000㎡未満に抑えろと言ってきた。話途中で、目的がサツマイモを作りたいわけではなく、ただ土を入れたいだけではないのかと思える。3000㎡未満に抑えて、田から畑に変えるため今後、農地改良として提出するとおっしゃっている。

5番： 残土条例に掛からない農地改良はあるのか。

事務局： 1000㎡未満の農地改良であれば残土条例に掛かってこないです。今回、3000㎡未満に抑えろとおっしゃっているが、もし仮に2999㎡の場合は町の残土条例には掛かってきます。基本的には、残土条例の申請の受付印を押印したものも併せて提出するようにと伝えている。残土条例は事前協議を経てからの本申請になる。当事務局の対応としても農地改良協議に添付する残土条例の申請書の写しは事前協議書ではなく、事前協議を経たうえでの本申請の写しが必要と相手方に伝えている。したがって、最初相談来るのは残土条例に関してだと思われる。ただ、町の残土条例はかなり厳しいです。申請地の半径50m以内の土地所有者の同意を取らなければならないなど厳しいものになっている。

事務局からは以上です。

議長： その他、質疑・意見等ございませんか。無いようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午後4時06分 閉会

議 長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印